

石川県公報

平成 23 年 11 月 18 日

第 1 2 4 4 3 号 (金曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示

| | | |
|----------|---------|---|
| 県道の区域の変更 | (道路整備課) | 1 |
| 県道の供用の開始 | (同) | 1 |
| 都市計画の変更 | (都市計画課) | 2 |

公 告

| | | |
|--------------------|---------|---|
| 特定非営利活動法人の設立認証申請公告 | (県民交流課) | 2 |
| 政府調達に関する協定に係る入札公告 | (医療対策課) | 3 |
| 予防接種を行う医師に係る公告 | (健康推進課) | 4 |
| 予防接種を行う医師に係る公告 | (同) | 5 |

| | | |
|--------------------------|---------|---|
| 予防接種を行う医師に係る公告 | (同) | 5 |
| 大規模小売店舗の変更の届出の公告 | (経営支援課) | 5 |
| 大規模小売店舗の変更の届出の公告 | (同) | 6 |
| 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 | (同) | 7 |
| 土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更認可公告 | (都市計画課) | 8 |

公安委員会

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 | | 8 |
|-----------------------|--|---|

告 示

石川県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年11月18日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | 関係図面の縦覧場所 |
|--------------------|---------------------|-----|-------------------|-------------------------|
| | 変 更 の 区 間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) 延長(m) | |
| 金 沢 美 川 小 松 線 | 能美市下ノ江町イ234番1地先から | 旧 | 16.00～23.00 93.9 | 南加賀土木 総合事務所 維持管理課 |
| | 能美市下ノ江町イ239番地先まで | 新 | 16.00～43.10 93.9 | |
| 田 尻 祖 母 浦 半 浦 線 | 七尾市能登島閨町口47番1地先から | 旧 | 7.30～15.40 376.0 | 中能登土木 総合事務所 維持管理課 |
| | 七尾市能登島閨町八13番1地先まで | 新 | 16.05～49.65 376.0 | |
| 能 都 穴 水 線 | 鳳珠郡穴水町字前波二32番1地先から | 旧 | 3.20～6.10 46.0 | 奥能登土木 総合事務所 維持管理課 |
| | 鳳珠郡穴水町字前波イ189番1地先まで | 新 | 5.70～10.00 46.0 | |

石川県告示第513号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年11月18日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|--------------|---|-------------|-------------------------|
| 金沢美川 小松線 | 能美市下ノ江町イ234番1地先から 能美市下ノ江町イ239番地先まで | 平成23年11月18日 | 南加賀土木 総合事務所 維持管理課 |
| 田尻祖母浦 半浦線 | 七尾市能登島閨町口47番1地先から 七尾市能登島閨町八13番1地先まで | 〃 | 中能登土木 総合事務所 維持管理課 |
| 能都穴水線 | 鳳珠郡穴水町字前波二32番1地先から 鳳珠郡穴水町字前波イ189番1地先まで | 〃 | 奥能登土木 総合事務所 維持管理課 |

石川県告示第514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都市計画の種類 | 都市計画を変更した土地の区域 | 都市計画の図書の縦覧場所 |
|-------------------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 金沢都市計画道路 (3・4・71号野々市駅通り線) | 野々市市二日市町の一部 | 石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課 |
| 金沢都市計画土地区画整理事業 (野々市市北西部土地区画整理事業) | 野々市市二日市町、三日市町、徳用町及び郷町の各一部 | 〃 |

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成23年11月8日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 いしかわ多胎ネット
- 代表者の氏名
大木 秀一
- 主たる事務所の所在地
小松市今江町三丁目905番地
- 定款に記載された目的
この法人は、多胎児を持つ家庭に対して、子どもの健全育成に関する人材育成・交流事業を行い、子育て支援に寄与することを目的とする。

- 申請のあった年月日
平成23年11月8日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 なでしこ志賀

3 代表者の氏名

唐津 洋政

4 主たる事務所の所在地

羽咋郡志賀町福浦港福の8番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、一人暮らしの人や高齢者及び障害のある人に対して、「住みなれた家・住みなれた地域」で、安心して住み続けられる地域社会をめざして、支えあい、助け合いの活動を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

A重油 410,000リットル

(2) 調達件名の特質等

JIS1種2号(硫黄含有量1.0パーセント以下)

(3) 納入期間

平成24年1月1日から同年3月31日まで

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 今後調達が予定される件名、数量及び入札公告予定時期

A重油 240,000リットル(平成24年4月1日から同年6月30日まで) 平成24年2月頃

(6) 入札方法

入札金額は、(1)の物件の1リットル当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成23年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成23年石川県告示第164号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であって、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの入札参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

3 入札説明書の交付方法

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8530 石川県金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076-238-7859

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

4 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、入札説明書に定める申請書等を知事に提出し、入札参加資格の確認及び審査を受けなければならない。

(1) 申請書等は、石川県立中央病院管理局経理課用度係に平成23年12月5日(月)までに、郵送により、1部提出

(受領期限内必着) すること。

(2) 入札参加資格の確認は、2(2)に定める要件を除き、平成23年12月5日(月)現在の事実をもって行い、その結果を平成23年12月12日(月)までに申請者に対して通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し、書面を平成23年12月19日(月)午後5時までに3(1)の交付場所に持参し、その理由の説明を請求することができる。この場合において、県は、書面により回答するものとする。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年12月26日(月)午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

なお、入札書を郵送する場合は、簡易書留とし、同日正午までに必着すること。

(2) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 契約書作成の要否

要

8 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続き等を行わない者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Heavy oil A Grade 410,000 ℓ

(2) Delivery period

From 1 January 2012 through 31 March 2012

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

(4) Time limit of tender

0:00 p.m. 26 December 2011

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920 - 8530

Japan TEL 076 - 238 - 7859

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|--------------------|--------------|------------------------------|
| 古 屋 圭 介 伏 田 啓 子 | 県内全域 | 金沢市鞍月東1丁目9番地 医療法人社団映寿会 みらい病院 |

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|---|--------------|---------------------------------|
| 大 石 岳 久 保 達 哉 内 藤 伶 奈 人 | 県内全域 | 小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険 小松市民病院 |
| 友 影 九 樹 | " | 小松市若杉町95番地 荒木病院 |
| 木 場 隼 人 | " | 小松市土居原町27 加登病院 |
| 福 井 一 生 | " | 小松市大領中町3丁目121番地 東病院 |
| 亀 田 健 一 | " | 小松市三谷町そ80番地 介護老人保健施設 レイクサイド木場 |
| 田 川 庄 督 子 橋 和 田 暢 子 三 谷 英 祐 男 介 | " | 珠洲市野々江町コ部1番地1 珠洲市総合病院 |
| 横 山 隆 岩 井 里 枝 子 野 口 卓 夫 塩 谷 昌 彦 林 洋 平 | " | 羽咋市柳橋町堂田53-1 (社)石川勤労者医療協会 羽咋診療所 |
| 茶 谷 洋 甲 斐 田 大 資 | " | 羽咋市的場町松崎24番地 公立羽咋病院 |
| 山 崎 芳 文 | " | かほく市白尾イ44番2 医療法人社団 山崎耳鼻咽喉クリニック |
| 保志場 八千代 | " | かほく市高松ノ-90甲2 保志場医院 |

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う二類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|----------------------|--------------|---|
| 古 川 健 治 大 江 康 太 郎 | 県内全域 | 金沢市赤土町二13-6 社会福祉法人恩賜財団済生会支部石川県済生会 石川県済生会金沢病院 |
| 島 村 浩 二 国 見 一 人 | " | 金沢市もりの里3丁目76番地 医療法人社団六豊会 すずみが丘病院 |
| 島 樋 茂 山 下 剛 史 | " | 金沢市元菊町20番1号 医療法人社団仁智会 金沢春日クリニック |

林 正 男
守 有 佳
登 由 香
馬 将 臣
長 庸 至
奥 誠 一
青 優 子
望 崇 行

"

金沢市石引町 4 丁目 3 番 5 号 社会医療法人財団松原愛育会 松原病院

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

穴水ショッピングセンターパルス
石川県鳳珠郡穴水町此木 1 字 2 番ほか168筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コメリ

代表取締役社長 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地 1
山成商事株式会社
代表取締役社長 山口 成俊
七尾市作事町80番地
株式会社百満ポルト能登
代表取締役社長 柴田 清一郎
鳳珠郡穴水町此木 1 字 7 番
ほか 2 者

(変更前) 株式会社コメリ

代表取締役社長 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地 1
山成商事株式会社
代表取締役社長 山口 成俊
七尾市作事町80番地
株式会社サンキュー
代表取締役社長 岡嶋 昇一
福井県福井市新保町 2 字 3 番
ほか 2 者

3 変更の年月日

平成23年10月3日

4 変更する理由

小売業者に変更があったため

5 届出年月日

平成23年11月9日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び穴水町産業振興課

- 7 届出等の縦覧期間
平成23年11月18日から平成24年3月19日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年3月19日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
近岡ショッピングタウン
金沢市近岡町358-1番ほか42筆
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の位置
- 3 変更する年月日
平成23年11月12日
- 4 変更する理由
来客者の利便性向上のため
- 5 届出年月日
平成23年11月11日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市産業局商業振課課
- 7 届出等の縦覧期間
平成23年11月18日から平成24年3月19日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年3月19日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンかほくショッピングセンター
かほく市内日角夕25番
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

公告日 平成23年7月8日

3 市町村の意見の概要

市町村名 かほく市
意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成23年11月18日から同年12月19日まで

土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年11月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 組合の名称

野々市町北西部土地区画整理組合

2 事務所の所在地

石川県野々市市三日市町104番地1

3 設立認可の年月日

平成12年2月21日

4 変更認可の年月日

平成23年11月14日

5 変更の内容

組合の名称

野々市町北西部土地区画整理組合を野々市市北西部土地区画整理組合に変更する。

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第121号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成23年11月18日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)小松警察署管内の表214の項を次のように改める。

| | | | |
|-----|--------|---------------------------------------|-------------|
| 214 | 拓栄町交差点 | 小松市拓栄町256番地1先 市道城南松崎線と市道基地今江線との交差点 | H 21. 7. 16 |
|-----|--------|---------------------------------------|-------------|

別表第1(信号機の設置場所)珠洲警察署管内の表13の項を次のように改める。

| | | | |
|----|---------|-----------------------------------|--------------|
| 13 | 飯田町北交差点 | 珠洲市飯田町よ部7番地2先 一般国道249号と市道との交差点 | S 50. 11. 26 |
|----|---------|-----------------------------------|--------------|

別表第2(一方通行の指定)津幡警察署管内の表6の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|---|----------|---|---------------|-----|--------------|-------------------------|
| 6 | 町道緑台14号線 | 河北郡内灘町字緑台1丁目168番地先から 河北郡内灘町字緑台1丁目15番地先まで | 約 115 メートル | 終 日 | 自動車及び原動機付自転車 | 都市計画路向栗崎大根布線から緑台団地に至る方向 |
|---|----------|---|---------------|-----|--------------|-------------------------|

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢西警察署管内の表663の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----|-----------------------|----------------------------------|--------------------------|------------------|-----|
| 663 | 市道戸板 7 号 示野町線 52 号 | 金沢市戸板第二土地区画整理 事業区90街区 1 番 2 先 | 松村 3 丁目方向から袋畠町方 向への右折 | 自動車及び原動 機付自転車 | 終 日 |
|-----|-----------------------|----------------------------------|--------------------------|------------------|-----|

別表第 6 (車両の通行禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | |
|----|-------------------|-------------------------------------|---------------|----------------------|------------------------------------|
| 51 | 市道二塚 1 号 専光寺町線 | 金沢市専光寺町ワ67番地先から 金沢市専光寺町そ 8 番地先まで | 約 220 メートル | 7 : 00から 8 : 00まで | 大型貨物自動車、特 定中型貨物自動車及 び大型特殊自動車 |
|----|-------------------|-------------------------------------|---------------|----------------------|------------------------------------|

別表第 6 (車両の通行禁止) 金沢西警察署管内の表50の項を次のように改める。

| | | | | | |
|----|-----------------------|--|--------------|-----|------------------------------------|
| 50 | 市道戸板 7 号 示野町線 52 号 | 金沢市戸板第二土地区画整理事業区89街 区 1 番 1 先から 金沢市示野町二91番地先まで | 約 70 メートル | 終 日 | 大型貨物自動車、特 定中型貨物自動車及 び大型特殊自動車 |
|----|-----------------------|--|--------------|-----|------------------------------------|

別表第11 (最高速度の指定) 能登警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|----------------|--|-----------------|----------------|----|-------------------------------|
| 80 | 主要地方道 能都内浦線 | 鳳珠都能登町字小浦 7 番地 1 先 (車 庫) から 鳳珠都能登町字真脇イ 8 の18番地先 (真脇大橋西詰) まで | 約 1,000 メートル | 毎時50キロ メートル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |
| 81 | 主要地方道 能都内浦線 | 鳳珠都能登町字真脇イ 8 の18番地先 (真脇大橋西詰) から 鳳珠都能登町字小木15字11番地 1 先 まで | 約 3,200 メートル | 毎時40キロ メートル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |

別表第11 (最高速度の指定) 能登警察署管内の表77の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|----------------|--|-----------------|----------------|----|-------------------------------|
| 77 | 主要地方道 能都内浦線 | 鳳珠都能登町字羽根 2 字 8 番地 1 先 から 鳳珠都能登町字小浦 7 番地 1 先 (車 庫) まで | 約 2,900 メートル | 毎時40キロ メートル | 終日 | 車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。) |
|----|----------------|--|-----------------|----------------|----|-------------------------------|

別表第13 (車両通行帯) 松任警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|---------|--|--|--|---|--------------|
| 54 | 市道末松徳光線 | 白山市倉光 8 丁目16番地 3 先 (千代野方向から倉光東交差点に至る方向) | | | 3 | 約 30 メートル |
|----|---------|--|--|--|---|--------------|

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 松任警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|---------|--|--------------|---|-----|--|
| 21 | 市道末松徳光線 | 白山市倉光 8 丁目16番地 3 先 (千代野方向から倉光東交差点 に至る方向) | 約 30 メートル | 3 | 終 日 | 道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯は左 折、2 番目の車両通行帯 は直進、3 番目の車両通 行帯は右折とする。 |
|----|---------|--|--------------|---|-----|--|

別表第18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表81、421の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|-----------------------------------|---|--|---------------|-----|-----|
| 81 | 市 道 金石本町線 1 号 | 金沢市金石本町二19番地先から 金沢市金石本町口21番地 1 先まで | | 約 548 メートル | 終 日 | 車 両 |
| 421 | 市道押野 29 号 新保本町線 27 号 ・ 30 号 | 金沢市新保本 5 丁目106番地先から 金沢市新保本 3 丁目132番地 1 先まで | | 約 440 メートル | 終 日 | 車 両 |

別表第20 (停止禁止部分の指定) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|---|---------------|----------------|---|---|---|---|
| 9 | 主要地方道 金沢港線 | 金沢市藤江南1丁目2番地1先 | 終 | 日 | 車 | 両 |
|---|---------------|----------------|---|---|---|---|

別表第2 (一方通行の指定) 金沢西警察署管内の表25の項を次のように改める。

| | | |
|----|---|---|
| 25 | 削 | 除 |
|----|---|---|

別表第4 (指定方向外進行禁止) 金沢西警察署管内の表454、455の項を次のように改める。

| | | |
|-----|---|---|
| 454 | 削 | 除 |
| 455 | 削 | 除 |

別表第7 (歩行者用道路) 金沢中警察署管内の表8の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 8 | 削 | 除 |
|---|---|---|

別表第7 (歩行者用道路) 松任警察署管内の表30の項を次のように改める。

| | | |
|----|---|---|
| 30 | 削 | 除 |
|----|---|---|

別表第11 (最高速度の指定) 金沢西警察署管内の表186、187の項を次のように改める。

| | | |
|-----|---|---|
| 186 | 削 | 除 |
| 187 | 削 | 除 |